

令和 7 年度 川崎市立学校教員奨学金返還支援事業 募集案内

川崎市教育委員会では、本市の未来を担う子どもの教育を支える優れた人材の安定的な確保を目的として、川崎市立学校に教諭として採用され、一定期間勤務することを条件に、独立行政法人日本学生支援機構（以下「日本学生支援機構」といいます。）から貸与された奨学金の返還を支援する「川崎市立学校教員奨学金返還支援事業」（以下「本事業」といいます。）を実施します。

本事業を受けるためには、**所定の期限までに対象候補者の認定に関する申請を行った上で、対象候補者として認定される必要があります。**

この案内は、**令和 7 年度夏期に実施する川崎市立学校教員採用候補者選考試験（以下「選考試験」といいます。）の受験者（原則、令和 8 年度※に川崎市立学校の教諭として就職を希望する方）を対象に、本事業の対象候補者の認定を希望する方を募集するものです。**

奨学金返還の支援を希望する方は、是非応募して下さい。

※選考区分が特別選考 6（大学 3 年次在籍者推薦）の方は、原則、令和 9 年度。

1 本事業の流れ

	時期	行為主体	内容
①	令和 7 年 7 月 25 日 ～令和 7 年 8 月 15 日	選考試験の受験者 ⇒川崎市教委	本事業の対象候補者の認定の申請 ※オンライン手続きかわさき[e-KAWASAKI]を利用
②	令和 7 年 9 月 19 日	川崎市教委 ⇒①の申請者	対象候補者の認定結果の通知 ※第 2 次試験の結果通知に同封
③	令和 8 年 4 月以降※	②で対象候補者として 認定された方 ⇒川崎市教委	本事業における本申請 ※対象候補者として認定された方が川崎市立学校の教諭として就職している必要があります。
④	令和 8 年 5 月以降※	川崎市教委 ⇒③の申請者	本事業における支援決定
⑤	採用 2 年目以降	川崎市教委 ⇒④の支援決定者	奨学金の返還支援を実施

※選考区分が特別選考 6（大学 3 年次在籍者推薦）の方は、③は令和 9 年 4 月以降、④は令和 9 年 5 月以降になります（大学院進学又は大学院就学継続等による採用延期が認められた方については、日程が異なります。「8 よくある質問」を御覧ください。）。

2 本事業の対象者

次のいずれにも該当する方が対象となります。

- (1) 大学（専攻科や短期大学を含みます。）、大学院及び専修学校の在学期間中に、日本学生支援機構の奨学金（第一種奨学金、第二種奨学金）の貸与を受けており、今後返還予定又は返還中の方
- (2) 選考試験（令和 7 年度夏期実施）の募集対象校種のうち、小学校、中学校・高等学校（高等学校

（工業）及び高等学校（商業）を除きます。）又は特別支援学校を受験している方で、選考試験に合格した際は、令和 8 年 4 月 1 日まで※に川崎市立学校の正規教員として就職し、勤続 11 年以上、勤務を継続する意向のある方

※特別選考 6 の合格者にあつては令和 9 年 4 月 1 日まで、大学院進学又は大学院就学継続等による採用延期が認められた方は、採用延期期間の終了後、直近の 4 月 1 日までとなります。

- (3) 貸与された奨学金の返還残期間の終了日が、川崎市立学校の正規教員として就職 2 年目の 4 月 1 日以降の方で、かつ、本事業の本申請（令和 8 年 4 月※以降に行ってください）の時点で、奨学金の返還を延滞していない方

※選考区分が特別選考 6（大学 3 年次在籍者推薦）の方は、令和 9 年 4 月以降になります。

- (4) 本事業の実施に際して、日本学生支援機構の代理返還制度を活用し、市が同機構に直接、返還額の一部又は全部を支払うことを了承いただける方

3 支援予定人数

40 名程度

※今回の対象候補者認定の申請者が、支援予定人数を超える場合は、各校種（選考区分が特別選考 6 の場合は、特別選考 6 における各校種）における選考試験（第 2 次試験）の成績上位の者から順に、本事業の対象となる候補者を認定します。申請したすべての方が支援を受けられるものではありません。

※対象候補者の認定を受けた方が採用等を辞退した場合、成績上位の方から順に追加認定します。追加認定となった場合は、該当者に個別に連絡します。

4 支援内容

（１）支援額（総額）

大学（専攻科や短期大学を含みます。）、大学院及び専修学校の在学期間中に貸与された、日本学生支援機構の奨学金（第一種奨学金、第二種奨学金）の合計額のうち、川崎市立学校の正規教員として就職した年度の翌年度 4 月 1 日時点※¹の返還残額※^{2,3}（上限 200 万円※⁴）が支援額（総額）となります。

※¹ 特別選考 6 の合格者は令和 10 年 4 月 1 日、それ以外の合格者は令和 9 年 4 月 1 日になります（採用延期が認められた方は、採用延期期間によって時期が異なりますので、御注意ください。）。

※² 日本学生支援機構の利子も含みます。利子については、支援額（総額）を決定する際に提出いただいた奨学金返還証明書に記載されている年利率が返還終期まで固定されるものとみなして算出します。

※³ 本事業以外に奨学金の返還免除や返還支援を受けている場合は、当該支援額を差し引きます。

※⁴ **支援額は、総額で上限 200 万円、かつ、年額で上限 20 万円となります。**

本市の正規教員として就職した 2 年目の 4 月時点における返還残期間が 10 年以上ある場合、支援額（年額）は、支援額（総額）を 10 年間で除した額となりますので、年額で 20 万円を超えることはありません。一方で、上記の返還残期間が 10 年未満の場合は、支援額（総額）を残りの奨学金返還期間（年数）で除した額が支援額（年額）となります。そのため、計算上、年額で上限 20 万円を超える場合がありますが、その際は、年額 20 万円に、残りの奨学金返還期間（年数）を乗じた額が支援額（総額）となりますので、御注意ください（具体例は、下記の例 4 を御参照ください。）。

（例 1）大学在学中の 4 年間、第一種奨学金（月額 45,000 円）の貸与を受け、卒業後すぐに本市の正規教員に就職した場合
貸与額：45,000 円×48 か月分＝2,160,000 円

支援額：貸与額が上限 200 万円を超えるため、支援額（総額）は 2,000,000 円になります。

※ただし、日本学生支援機構への「奨学金返還期限猶予願」（猶予期間：採用年度の 10 月～採用年度末の 3 月）の申

請を行い、承認を得る必要があります。手続きが遅れた場合、返済が発生した期間分の支払い額については、支援額の対象とはなりませんので御注意ください。

(例2) 大学在学中の1年間、第一種奨学金(月額 45,000 円)と第二種奨学金(月額 60,000 円)の貸与を受け、卒業後すぐに本市の正規教員に就職した場合

貸与額: $45,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月分} + 60,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月分} = 1,260,000 \text{ 円} \cdots \textcircled{1}$

利子額: 奨学金返還証明書に記載されている年利率が返還終期まで固定されるものとみなして算出した金額: $a \text{ 円} \cdots \textcircled{2}$

支援額: $\textcircled{1}$ と $\textcircled{2}$ の合計額($1,260,000 + a \text{ 円}$)が支援額(総額)になります(貸与額+利子額が上限 200 万円を超える場合は 200 万円)。

※ただし、日本学生支援機構への「奨学金返還期限猶予願」(猶予期間: 採用年度の 10 月~採用年度末の 3 月)の申請を行い、承認を得る必要があります。手続きが遅れた場合、返済が発生した期間分の支払い額については、支援額の対象とはなりませんので御注意ください。

(例3) 大学在学中の3年間、第一種奨学金(月額 45,000 円)の貸与を受け、大学卒業後、1年間講師等として勤務後、本市の正規教員に就職した場合(就職した年度の年度末までに、月額 14,400 円を計 18 か月分返還した場合)

貸与額: $45,000 \text{ 円} \times 36 \text{ か月分} = 1,620,000 \text{ 円} \cdots \textcircled{1}$

既返還額: $14,400 \text{ 円} \times 18 \text{ か月分} = 259,200 \text{ 円} \cdots \textcircled{2}$

支援額: $\textcircled{1}$ から $\textcircled{2}$ を引いた額 $= 1,360,800 \text{ 円}$ が支援額(総額)になります。

※本市の正規教員に就職した年度の年度末までに返還した分は支援対象となりません。

(例4) 大学在学中に第一種奨学金(総額 450 万円)の貸与を受け、大学卒業後、民間等に 10 年間以上勤務し、その後、本市の正規教員に就職したため、本市の正規教員として就職した 2 年目の 4 月時点における奨学金の返還残額が 205 万円、返還残期間が 9 年の場合

支援額: 返還残額が上限 200 万円を超えるため、返還残期間が 10 年以上ある場合は、支援額(総額)は 200 万円となりますが、本事例の場合は、返還残期間が 9 年のため、 $20 \text{ 万円} \times 9 \text{ 年間} = 180 \text{ 万円}$ が支援額(総額)となります。

(2) 支援の方法

本事業の対象候補者として認定された方は、川崎市立学校の正規教員として就職後、本申請を行います。市教育委員会は、本申請の内容を確認の上、支援を決定します。支援の決定を受けた方は、川崎市立学校の正規教員として勤務した期間に応じて、支援を受けられます。原則として、就職 2 年目以降の 10 年間、毎年度、支援します。

※本返還支援期間中に退職した場合は、退職日の翌月以降の支援は行いません。退職日の翌月以降の支援が既に行われていた場合は、当該支援分は返納していただきます。(支援の取消があった場合についても、同様です。)

支援額(年額) = 支援額(総額) $\div$ 10[※]

※就職 2 年目の 4 月時点において、返還残期間が 10 年未満の場合は、支援額(総額)を残りの奨学金返還期間(年数)で除した額を支援額(年額)とし、当該年数分を支援します。

※市が毎年度の返還支援を継続している途中で、本人が繰上返還を行う等により、奨学金が全額返還された場合は、残りの期間の支援は行いませんので、御注意ください。

5 対象候補者の認定申請の募集期間及び応募方法

(1) 募集期間

令和 7 年 7 月 25 日(金) から令和 7 年 8 月 15 日(金) まで

※募集期間終了後の申請は受け付けられません。最終日はアクセスが集中し、サイトにつながらない、又は表

示に時間がかかる等の現象が起こることがありますので、申請手続きは期限に余裕をもって行ってください。

(2) 応募方法

「川崎市立学校教員採用候補者選考試験」のホームページから、「奨学金返還支援事業について」(URL <https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000175793.html>) に進んで、手続方法等をよく確認してから、オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI) にて、必要書類を添付して申請してください。

(留意事項)

- ・オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI) を利用するための利用者登録が必要になります。登録したメールアドレスとパスワードは忘れないように控えておいてください (選考試験の申込時に登録した方は、新たに利用者登録を行う必要はありません。選考試験の申込時に登録したメールアドレスとパスワードを使用してください。)
- ・申請後、到達メールが送信されます。1 時間経過しても到達メールが届かない場合は、電話で教職員人事課まで御連絡ください。

(3) 必要書類

ア 奨学金の借入を証する書類 (借入総額が分かるもの)

※複数の奨学金を借りている場合は、すべての書類を提出してください。

イ その他市長が必要と認める書類

6 認定の取消

本事業の対象候補者の認定を受けた方が、「2 本事業の対象者」の要件に該当しないことが明らかになった場合、または次のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、本事業の対象候補者の認定を取り消します。

(1) 川崎市立学校での教員採用を辞退する場合

(2) 本事業の対象候補者を辞退する場合

(3) 選考試験合格後に留年、1 年を超える期間の休学又は停学の処分を受けた場合

7 問合せ先

川崎市教育委員会事務局 職員部 教職員人事課 (採用・人材育成担当)

電 話 044-200-3843

ファックス 044-200-2869

メールアドレス 88kyojin@city.kawasaki.jp

8 よくある質問

	質問	回答
1	今回の対象候補者認定を受けていなくても、本市の正規教員として採用された後に、本事業の申請はできますか。	今回の対象候補者認定を受けていなければ、本市の正規教員として採用された場合であっても、本事業の申請はできません。本事業による支援を希望する方は、必ず今回の対象候補者認定の申請を行ってください。
2	今回の対象候補者認定を受けた場合、必ず本事業による支援を受	対象候補者として認定された場合、「2 本事業の対象者」に該当し、かつ、「6 認定の取消」に該当しない限り、必ず本事業の

	けられますか。	支援を受けられます。
3	育児休業等を取得した場合、返還支援はなくなってしまいますか？	なりません。 育児休業、配偶者同行休業、自己啓発休業等の期間（以下「休業期間」といいます。）中についても、引き続き、支援を受けることができます。 ただし、本事業の支援期間（原則、就職２年目から１０年間）が経過した後、当該休業期間と同期間を勤務していただく必要があります。勤務いただけない場合、休業期間中の支援額の全部又は一部を返納していただきますので、御注意ください。 詳しくは教職員人事課までお問合せください。
4	他の団体から奨学金の返還支援を受けています。本事業の支援対象になりますか。	川崎市立学校の正規教員として就職した年度の翌年度４月１日時点の奨学金返還残額が、他の団体から受ける奨学金返還支援額を上回る場合は、本事業の支援を受けられます。 例えば、奨学金返還残額が２５０万円で、他の団体から受ける支援額が１００万円の場合、本市の支援額は１５０万円（２５０万円－１００万円）となります。
5	対象候補者として認定された後、大学院への進学のため、採用延期を受けたいと考えています。その場合、本事業の支援対象になりますか。	支援対象になります。 大学院進学又は大学院就学継続等による採用延期が認められた方は、採用延期期間の終了後、直近の４月１日までに川崎市立学校の正規教員として就職していただければ、支援対象となります。その他の要件は、採用延期の有無に関わらず同様です。
6	対象候補者の認定申請の際の必要書類に「奨学金の借入を証する書類（借入総額が分かるもの）」とありますが、具体的にはどのようなものですか。	日本学生支援機構が発行する「奨学金貸与証明書」や「貸与奨学金返還証明書」などになります。証明書の発行には受付から１０日程度かかるようですので、早めに日本学生支援機構に発行を依頼するようお願いします。 なお、申請期日までに証明書の発行が間に合わない場合は、日本学生支援機構の「スカラネット・パーソナル」（奨学金貸与・給付・返還情報提供サービス）にアクセスし、奨学金情報のページ（奨学金の貸与期間や貸与総額が記載されているページ）のコピーを提出してください（証明書は後日提出してください。）。 詳しくは日本学生支援機構のホームページを御確認ください。